事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成19年3月12日
担当グループ：農村開発部第3グループ

1．案件名

ガボン国零細漁業・内水面養殖総合開発計画調査

2．協力概要

（1）事業の目的

本調査は、ガボン国全土を対象として、水産・養殖資源等の持続的な利用を通じて住民の生計向上及び生活改善を目指す農漁村総合開発計画（マスタープラン）を策定するものである。実証事業を実施することにより、より実現性の高い開発計画にするとともに、その担い手となる行政官及び漁民組織等関係者の能力向上を図る。

（2）調査期間

2007年4月～2009年3月（24ヶ月）

（3）総調査費用

約2.9億円

（4）協力相手先機関

森林経済・水利・水産・国立公園省 水産・養殖総局（DGPA）

（5）計画の対象（対象分野、対象規模等）

（a）対象地域：海面零細漁業地域（3州）、内水面漁業地域（7州）、内水面養殖地域（7州）

（b）対象者：漁業活動を行う住民及び水産業関係者 約22,000人
DGPA本部・地方支部・漁民センター行政官（技官） 約300人

3．協力の必要性・位置付け

（1）現状及び問題点

ガボン国（以下「ガ」国）は中部アフリカ、ギニア湾最奥部に位置し、赤道ギニア、カメルーン、コンゴと国境を接する。人口は140万人、国土面積は日本の4分の3にあたる27万km^2で、その8割が熱帯雨林地帯である。原油、マンガン、木材等の天然資源に恵まれており、特に石油産業は国内総生産（GDP）の40％、輸出額の80％を占めることから、国民一人当たりのGNIは4,080ドル（2004年）と周辺国と比較して高く、中所得国に位置づけられる。一方、GNI値が高いにも関わらず人間開発指数（0.633）は177カ国中124位（2006年）と低位に留まっており、国内の所得格差の拡大が懸念されている。

石油産出量は1997年をピークに減少し、2003年には歳入に占める石油部門の割合が非石油部門を下回ったことから、貧困削減戦略文書（PRSP）暫定版（2003年）において、産業の多角化による石油依存経済からの脱却が政策として掲げられた。「ガ」国は海面・内水面ともに豊富な漁業資源を有していることから、水産業に期待が高まっている。

水産業はGDPの1.3％を占めるに過ぎず、労働人口も約22,000人と少ないが、一人当たりの水産物消費量は年間50kg（2000年）と他のアフリカ諸国（平均値8kg）と比べて極めて高く、水産物は国民が摂取する動物性蛋白質の40％を占める重要な栄養源となっている。水産物の国内需要は年間7万トンと推定されるが、年間総漁獲量は4～5万トンで推移しており、残りは輸入によって補われているの

が現状である。外貨の流出を防ぐためにも、安定した供給量の確保が求められている。

内陸部の漁民（養殖従事者を含む）は、自給的農業と併せて漁業活動を行っている。1980年代以降、石油関連を始めとする輸出産業により都市部の雇用が増加し、急速に人口流出が進んだ結果、内陸部と都市部との経済格差が拡大している。こうした中で、地域資源（漁業・農業ポテンシャル）を活用した地域振興による格差是正が求められている。他方、沿岸部には周辺国から外国人が流入してコミュニティを形成し、漁業生産活動の主たる担い手となっている。こうした外国人漁民を排除するのではなく、ガボン人漁民との共存を図りつつ積極的に取り込んでいくことが、水産行政上の課題となっている。

（2）相手国政府国家政策上の位置づけ

「ガ」国政府は、拡大重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ対象国ではない「ガ」国国内の貧困削減と石油依存型の経済構造からの脱却を目指し、PRSPを策定中である。この中で石油に替わる産業として水産業、観光業及びサービス業等が挙げられているが、本案件は水産業の振興による経済の多角化と貧困削減に資するものである。

（3）他ドナー国・機関の関連事業との整合性

「ガ」国水産セクターにおいては、フランス、EU、FAO、アフリカ開発銀行（AfDB）、スペインなどのドナーが活動している。中でもAfDBは、同セクターに対する初の包括的な支援事業として水産・養殖セクター支援プロジェクト（PSPA）（総額29億円）を2006年に開始している。PSPAフェーズ1（2006-2008）は、1997年に「ガ」国政府が策定した零細漁業・内水面養殖総合開発計画に基づいたプロジェクトであるが、必ずしも農漁村の実態を踏まえていないこともあり、投入効果の発現しやすいインフラ整備等に支援内容が偏っている。「ガ」国政府は、本案件により策定されるマスタープランを踏まえてPSPAフェーズ2（2008-2010）の内容修正を行うとの意向を表明しており、他ドナーからも将来的な援助協調の指針として大きな期待が寄せられている。

（4）我が国援助政策との関連

我が国は「ガ」国の経済成長を支援するため、産業の多角化の一環として水産分野を重視し、無償資金協力や技術協力等を活用した援助を実施していく方針である。本案件は同方針に沿ったものであり、過去に無償資金協力により設立された漁民センターとの相乗効果も期待できる。

4．協力の枠組み

本案件は、「ガ」国全土9州を対象として、水産・養殖資源等の持続的な利用を通じた住民の生計向上及び生活改善を目指す農漁村総合開発計画（マスタープラン）を策定するものである。

フェーズIにおいては、ベースライン調査等を通じて、農漁村社会の住民のニーズ、開発ポテンシャル等を明らかにし、概定マスタープランを策定する。フェーズIIにおいては、フェーズIで策定された概定マスタープランの有効性を検証すべく、選定された村落において実証事業を実施し、得られた教訓をフィードバックして実効性の高いマスタープランを策定する。また、調査活動を通じて、行政官及び漁民組織等関係者の能力向上を図る。

（1）調査項目

＜フェーズI（7ヶ月）＞

（a）既存資料の収集・分析

（b）調査方針・調査実施計画の策定

（c）概況調査及び分析（現地踏査による社会経済、漁民組織等の現状把握）

（d）農漁村社会ベースライン調査

（e）上記ベースライン調査を踏まえた実証事業対象村の検討

（f）以下のコンポーネント等からなる概定マスタープランの策定

1．内水面漁業地域における総合開発計画
2．海面零細漁業地域における総合開発計画
3．参加型沿岸漁業資源管理計画
4．総合養殖開発計画
5．水産物加工・流通システム改善計画
6．水産及び養殖統計情報収集システムの改善
7．持続的な水産資源利用のためのDGPAの人材育成にかかる提言

＜フェーズⅡ（17ヶ月）＞

（g）実証事業対象村の選定（5ヶ所程度）及び以下のコンポーネント等からなる実証事業実施計画の作成

1．内水面漁業
・魚種の季節変化に応じた漁具・漁法の改善
・複合的収入創出活動（農業、畜産及び林業を含む）の試行
・農産物・水産物加工品の市場開拓
2．海面漁業
・コミュニティによる漁業資源管理の試行
・外国人漁民組織化と生活改善
3．養殖業
・中央及び地方養殖センターの連携による半集約型養殖の普及
・内陸地域における粗放養殖の試行

（h）実証事業の実施とモニタリング

（i）実証事業の進捗にかかるワークショップの開催

（j）実証事業結果の概定マスタープランへの反映

（k）マスタープランの策定

（l）他ドナー等も対象としたセミナーの開催

（2）アウトプット（成果）

（a）農漁村開発にかかる現状、住民のニーズ、開発ポテンシャル及び阻害要因が明らかになる。

（b）水産資源利用を通じて漁民（養殖従事者含む）の生計向上及び生活改善を目指し、行政・NGOの支援及び Farmer to Farmerによって住民主体の開発事業を面的に展開するための農漁村総合開発計画（マスタープラン）が策定される。

（c）同計画の策定にかかる調査活動を通じて、行政官及び漁民組織等関係者の能力が向上する。

（3）インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

（a）コンサルタント（分野／人数）

- 総括／地域開発 1
- 漁業技術（内水面・沿岸） 1
- 農漁村社会／参加型開発 1
- 営農／農産物加工 1
- 水産経済／資源管理 1
- 内水面養殖技術・普及 1
- 流通／水産加工 1

（b）その他

1．研修員受入れ 若干名（本邦／第三国（エジプト、モロッコ））

2．現地ワークショップ／セミナーの開催
3．調査に必要な資機材の購入（車輌等）

5．協力終了後に達成が期待される目標

（1）提案計画の活用目標

策定された農漁村総合開発計画（マスタープラン）が「ガ」国政府や他ドナーにより事業化される。

（2）活用による達成目標

水産・養殖資源等の持続的な開発・利用を通じて住民の生計と生活が改善され、ひいては国内漁業生産量が向上するともに地域間経済格差が緩和される。

6．外部要因

（1）協力相手国内の事情

（a）政策的要因：水産開発にかかる政策の変更

（b）経済的要因：経済状況の悪化等による財政緊縮及び資金不足

（c）社会的要因：事業に参加した住民の都市部への流出

（2）関連プロジェクトの遅れ

アフリカ開発銀行（AfDB）による水産・養殖セクター支援プロジェクト（PSPA）の進捗が若干遅れているが、特段の支障はない。

7．貧困・ジェンダー・環境等への配慮

（1）貧困

本案件においては、1）内陸部の零細漁民や養殖従事者の生計向上及び生活改善、2）沿岸部の外国人漁民の位置づけの明確化に焦点を当て、ボトムアップ型のアプローチを通じて貧困層に確実に裨益するような開発計画を策定する。

（2）ジェンダー

「ガ」国農漁村部における女性の労働・生活実態の把握に努め、住民参加による開発プロセスや拡大する就業機会への参加を促す。

（3）環境

初期環境影響調査を実施し、本案件が提言する漁業技術の改善等が生態系に悪影響を与えないよう十分に配慮する。

8．過去の類似案件からの教訓の活用（注）

（1）参加型資源管理手法の導入（セネガル）

2003年から2008年までの予定で実施されている「セネガル国漁業資源評価・管理計画調査」では、行政による技術的支援のもと漁民主導の資源管理をパイロット事業において実現した。本調査でも同様の参加型資源管理手法の導入を試みる。

（2）段階的アプローチによる半集約的養殖の普及（ラオス）

2005年から実施中の「ラオス国養殖改善・普及計画フェーズⅡ」では、養殖技術の普及展開手法として段階的アプローチを採用している。まず、中核養殖農家を選定してパイロット事業を実施し、立地条件に適合した養殖手法を確立する。その後、中核養殖農家が中心となり、周辺一般養殖農家への普

及活動を展開する。本案件の開発計画においても、同アプローチの採用を検討する。

（3）小規模粗放養殖の導入（ギニア）

ギニア国においては、2004年から派遣されている個別専門家により、試行的に導入した小規模粗放養殖の収益性や波及効果が検証されつつある。行政に依存する傾向のある住民の意識を変化させ、住民のエンパワーメントを重視するアプローチは、本案件においても参考になる。

9．今後の評価計画

（1）事後評価に用いる指標

（a）活用の進捗度

1．策定された開発計画の実施のために必要な人員及び予算の確保状況
2．水産開発政策や他ドナーの協力事業への反映状況
3．事業実施機関の行政能力レベル

（b）活用による達成目標の指標

1．食料安全保障にかかる指標
　・漁獲量（養殖含む）の増加率
　・水産加工品の生産性の向上率
2．生計向上にかかる指標
　・漁民の平均年収の増加率
3．生活改善にかかる指標
　・世帯の構成員の労働内容・時間の変化
　・食事内容（摂取蛋白等）の変化
4．漁業資源管理にかかる指標
　・禁漁期の施行率
　・水産資源指標（漁獲される魚種の体長・体重・年齢組成）

（2）上記（a）および（b）を評価する方法および時期

フォローアップ調査によるモニタリング（2010年以降）